

シーズ 会則

- 第 1 条 名称
本会は、「発達障害児・者及び家族支援の会 シーズ」と称する。
- 第 2 条 会員
本会は、長野県在住の発達障害児・者とその家族の支援及び地域社会への発達障害理解を推進していく意志を持つメンバーによって組織する。
- 第 3 条 目的
本会は軽度発達障害児・者とその家族が地域社会において、健全な社会生活を営めることを目標に、必要な支援と活動を行う。また、地域の安心・安全を目指し、発達障害児・者とその家族が地域の人々と協調し、お互いに健やかな生活を維持していけるよう発達障害の正しい理解の推進に努め、ニーズに応じた包括的な支援と活動を行う。
- 第 4 条 役員
本会に次の役員を置く。
代表理事 1 名
理事 4 名
- 第 5 条 役員を選出と任期
役員は総会において選出する。任期は 2 年とするが再選は妨げない。
- 第 6 条 総会・役員会
総会は 3 月に開催し、決算報告・事業報告等を行う。
また必要に応じ役員会・臨時総会を開催することが出来る。
- 第 7 条 会費
本会の会費は 1 家族年額 6000 円とする。
- 第 8 条 入会
入会申込書・会費の入金が確認出来た時点で会員とする。
- 第 9 条 会費の納入
会費は、4 月に納入するものとする。新規入会の場合は、入会を申し込んだ月に関わらず年額を入金することとする。
- 第 10 条 退会
退会する場合は退会の届けを役員に提出する。
納入済の会費は返却しない。
- 第 11 条 会費未納の場合
会費が納入月より 3 ヶ月間入金のない場合は退会とする。
- 第 12 条 事故
本会の行事で事故が発生した場合は、その時点で加入する傷害保険で対処する。役員はその責任を負わない。保険請求は個々に直接手続きを行う。
- 第 13 条 禁止事項
当会内での、宗教の勧誘、政治活動、会の活動目的と関係のない物品の販売を禁止する。
- 第 14 条 会の事務局を長野県諏訪郡下諏訪町社東町 1 4 - 8 に置く。
- 第 15 条 その他不足している事項については随時会則を改正するものとする。
- 附則 1. 会の役員は代表 長野県諏訪郡下諏訪町社東町 1 4 - 8 武山弥生とする。
2. 本会則は 平成 20 年 5 月 1 日 より実施。平成 22 年 1 月 1 日改定。